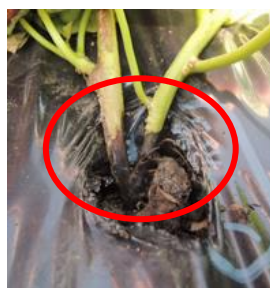


サツマイモ基腐病のまん延防止にご協力ください！

- 「サツマイモ基腐病」は、サツマイモの茎の黒変や塊根（芋）の腐敗を引き起し、最終的には株が枯死する病気で、大幅な減収につながる可能性があります。
- 平成30年に南九州・沖縄地域で初めて被害が確認されてから、これまでに多くの都道府県で発生が確認されており、熊本県では、令和2年10月に確認されています。
- この病気は、感染した種いもや苗、残さ、水等により伝染します。消毒や残さの除去、排水対策等を徹底し、まん延の防止にご協力をお願いします。

病気の特徴

- 糸状菌（カビ）により引き起こされ、発病した苗、塊根（芋）や、土壌中のサツマイモの残さ（葉や茎の残骸）、畑の中に溜まった水などで伝染します。
- 発生の初期は、地際部の茎および茎に近い塊根部分が黒色～暗褐色に腐敗します。被害が進むと、茎の上部および塊根全体に腐敗が広がり、最終的に株が枯死します。



地際部の茎の変色



茎及び葉の変色



塊根（芋）の腐敗

※ 農研機構生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）令和元年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より



多発生したほ場
※県外での発生状況

病気を発生させないために（4つの対策）

1 健全な種いも、苗を使用しましょう。

生産場所などの生産履歴がはっきりした健全な種いも、ウイルスフリー苗を使用してください。（サツマイモ基腐病が発生したほ場で生産された種いも、苗は絶対に使用しないでください。）

2 種いも、苗は必ず消毒して使用しましょう。

- ・種いもは、トップジンM水和剤に30分間浸漬し、十分に風乾しましょう。
 - ・植付前に、バケツ等を利用して苗を薬剤で浸漬処理しましょう。（ベンレート水和剤及びベンレートT水和剤20は30分間、トリフミン水和剤は17時間浸漬。）
- ※農薬を使用する際は、必ずラベルにある注意事項を守りましょう。

3 苗床や植え付けるほ場は必ず土壌消毒を行いましょう。

苗床や作付けを行うほ場（本ぽ）は、土壌殺菌剤（バスアミド、キルパー、フロンサイドSC、フロンサイド粉剤またはフリントフロアブル25）で土壌消毒を行い、苗からの感染防止に努めましょう。

※バスアミド及びキルパーで土壌消毒を行う際は、施用後に必ずビニール等で土壌を被覆しましょう。

4 植え付け前に排水対策を徹底しましょう。

ほ場まわりに溝を切る（額縁明きよ）など、排水を良くし、ほ場内に水が溜まらないようにしましょう。

裏面あり

病気が発生してしまったら…（4つの対策）

1 病気が広がる前に、発病した株をほ場の外に持ち出してください。

- ・ほ場の一部で発生している場合、株ごと（芋を含む）持ち出し、ほ場外（周囲にサツマイモほ場や水路がない場所）で腐熟させてください。
- ※抜き取る際は、肥料袋に感染株を入れて移動するなど、葉や茎、土を落とさないようにしてください。

2 発病した株を除去した後に、薬剤を散布してください。

- ・病気が周りの株に広がることを防ぐため、登録のある薬剤を複数回散布してください。
- ・散布の際は、薬剤抵抗性の発達を抑制するため、同系統の薬剤の連用を避け、系統の異なる薬剤を順番に散布してください（ローテーション散布）。

登録のある農薬

（令和8年6月8日時点）

FRACコード	農薬の名称	FRACコード	農薬の名称
2 9	フロンサイドSC	M01	ジーファイン水和剤、フジドーLフロアブル、
3	トリフミン水和剤		クプロシールドフロアブル、クプロザートフロアブル、
1 1	アミスター 2 0フロアブル		Zボルドー、ICボルドー 6 6 D

3 病気が発生したほ場では、早めに収穫してください。

- ・発病した株を抜き取った後は、なるべく早く収穫してください。特に、台風が通過した後など、茎が傷ついて水がたまった状態が続く時は、病気がまん延する恐れがあるため、早めに収穫してください。
- ・収穫が終わったら、ほ場から茎や葉などの残さを速やかに除去してください。
- ・発生箇所周辺の残さや土中には、病原菌が残っている可能性があります。収穫後は速やかに細断してすき込み、分解を促進してください。

※11月下旬から2月にかけての低温期に残さをすき込んでも、防除効果は期待できません。

4 病気が発生したほ場で使用した長靴、機械、器具、コンテナ等は、土や残さが残らないようしっかり洗浄してください。

問い合わせ先一覧

担当地域	農業普及・振興課		電話番号
熊本市	県央広域本部	農業普及・振興課	☎ 096-333-2779
宇土市、宇城市、美里町	宇城地域振興局	農業普及・振興課	☎ 0964-32-5090
上益城郡	上益城地域振興局	農業普及・振興課	☎ 096-282-3438
菊池市、合志市、菊池郡	県北広域本部	農業普及・振興課	☎ 0968-25-4205
荒尾市、玉名市、玉名郡	玉名地域振興局	農業普及・振興課	☎ 0968-74-2193
山鹿市	鹿本地域振興局	農業普及・振興課	☎ 0968-44-2119
阿蘇市、阿蘇郡	阿蘇地域振興局	農業普及・振興課	☎ 0967-22-5212
八代市、氷川町	県南広域本部	農業普及・振興課	☎ 0965-33-3512
水俣市、葦北郡	芦北地域振興局	農業普及・振興課	☎ 0966-82-5194
人吉市、球磨郡	球磨地域振興局	農業普及・振興課	☎ 0966-24-4122
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部	農業普及・振興課	☎ 0969-22-4266
県内全域	農林水産部	農業技術課	☎ 096-333-2381

※サツマイモ基腐病に関する情報は、下記の熊本県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/83104.html>

QRコードはこちら →

